

国自情第276号
令和6年1月11日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日が告示（令和6年国土交通省告示第12号）で指定されたことに鑑み、他の書類の有効期間についても同様の期間として取扱う措置を講ずるため「自動車の保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成3年6月25日付け地管第54号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

なお、本通達の制定に伴い、「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて（令和6年1月4日付け国自情第270号）」は廃止する。

記

- 1 新潟運輸支局、富山運輸支局、石川運輸支局、福井運輸支局（以下「該当4運輸支局」という）に対して申請する場合の取扱い
 - (1) 印鑑証明書の有効期間について
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。
 - (2) 自動車保管場所証明書の有効期間について
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後1ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。
 - (3) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について
令和6年1月4日から令和6年6月29日までの間に発行後3ヶ月の期間が満了するものは、令和6年6月30日をもって満了するものとする。

2 該当 4 運輸支局の管轄区域に住所を有する者が該当 4 運輸支局管内以外の運輸支局等に対し申請する場合の取扱い

該当 4 運輸支局の管轄区域に住所を有する者の上記 1 (1) (3) の書類の有効期間については、上記 1 (1) (3) と同様の取扱いとする。

3 留意事項

上記 1 (1) 印鑑証明書については、該当 4 運輸支局管轄の地域であれば告示で指定された対象地域外であっても同様の取扱いとする。